

令和 2 年 4 月 3 日

保護者 様

津市教育委員会

津市立小・中・義務教育学校の始業式について

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、各ご家庭にてご対応いただき、誠にありがとうございます。

この度、鈴鹿市で開催された陸上競技講習会において、津市立の幼稚園及び学校の児童等が新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があった旨、三重県教育委員会から報告がありました。

本事例は 3 月 28 日に行われたことによるもので、春季休業中に発生しており、部活動等において、他の児童等と接触していないこと、3 月 31 日から 4 月 11 日までの間は該当児童等が自宅待機の状態であることを鑑みて、始業式は予定どおり 4 月 6 日（月）に行うこととします。

このことについては、国が、感染拡大警戒地域においては、その地域の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきという方向性を示していますが、本市においては、現在のところ感染拡大警戒地域には該当していないため、「地域における感染状況が拡大傾向にない」「感染経路が明らかになっている」などのことから、濃厚接触者及び感染が確認された場合は、当該感染者の出席停止の措置を行い、学校の一斉臨時休業については実施しないことといたします。

つきましては、下記の点に御留意いただくとともに、新年度に向けてのご準備をお願いします。

なお、状況の変化により変更が生じた場合は、改めて通知します。

記

1 新年度の始業について

4 月 6 日（月）に例年通り始業式を行います。以下の点に留意して、お子様を登校させていただきますようお願いいたします。

- (1) 咳エチケット（マスク着用等）や手洗い等、感染予防の徹底をお願いします。
- (2) 毎朝登校前に、お子様の検温及び風邪症状の確認をお願いします。4 月 6 日（月）に学校から「健康観察カード」（学校によって名称が異なることがあります）が配付されますので、7 日（火）以降は、必要事項を記入いただき、登校する日には、必ずお子様を通して、学校に提出をお願いします。
- (3) お子様に発熱等の風邪の症状が見られるときは、登校及び諸活動（部活動を含む）に関して、無理をせず自宅で休養させてください。
- (4) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようお願いいたします。

2 児童生徒の外出について

外出については、一律制限するものではありませんが、下記の点については十分配慮をお願いします。

- (1) 軽い風邪の症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）でも外出を控えるようにしてください。
- (2) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないようにしてください。

3 児童生徒の心のケア等について

生活状況の変化によるストレスや、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめや偏見等に関し、必要に応じて相談窓口（下記アドレス）や学校にご相談ください。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1582870877676/index.html>

事務担当

教育研究支援課生徒指導・保健担当

電話番号：229－3293